

### 競争ルールの検証に関するWG（第 38 回）に関する追加質問事項

3 割引の 2 万円上限があっても不当な割引競争が行われる現状において、今後、割引の上限価格 2 万円を維持しても MNO は様々な抜け道を考えることがありうる。上限 2 万円を維持することと同時に、規律順守を徹底するため（オプテージ資料 P.4）に必要な具体的な対応策があればご教示ください。

（佐藤構成員）

#### （IIJ 回答）

- ・ 規律対象の割引の上限額 2 万円の維持だけでは、端末の過度な安値販売は是正されないと考えることから、現在規律の対象外となっている回線契約に係らない端末単体割引や端末購入プログラムにおける端末買取予定価格を上回る割引・ポイント付与等を規律の対象に含めたうえで、回線契約とセットか問わず割引の上限額を設定する必要があると考えます。

また、端末購入プログラムにおいて 24 か月後に端末買取予定価格分を残債免除とする場合、分割払いの期間が 36 か月の場合と 48 か月の場合では、48 か月の場合の残債免除額の方が大きくなります。

端末買取予定価格は、同一機種の場合すべての事業者において概ね同等の価格となることから、分割払いの期間が 36 か月の場合に端末買取予定価格で全ての残債を免除できたとしても、分割払いの期間が 48 か月の場合に端末買取予定価格だけでは全ての残債を免除できないおそれがあります。

ご質問の趣旨とは異なる回答となるかもしれませんが、抜け道となる可能性が懸念される部分として、現在規律の対象外となっている回線契約に係らない端末単体割引や端末購入プログラムにおける端末買取予定価格を上回る割引・ポイント付与等を規律の対象に含めていただくこととなった場合、端末購入プログラムの「端末買取予定価格の妥当性」と「端末買取予定価格と最大残債免除額との差額（端末買取予定価格を上回る割引・ポイント付与等の有無）」について確認が必要であると考えます。

4 （1）オプテージ資料 P.13 に「MVNO は同時期に MNO と同等のサービスを提供することが困難」と示されているが、同時期・同等性について競争上の影響が大きいと考えられる最近の問題事例、5G 等最近の技術・サービスに関して懸念される事例があれば、具体的にご教示ください。

（例えば、同時期にサービス開始できなかった事例及びその開始できなかった理由（情報提供の遅れ等））

（2）同時期・同等性を確保するにはどのようなルール整備が求められるか。

（3）今後の 5G の協議において、同時期・同等性の確保が危惧される状況が具体的にありそうか。

（佐藤構成員）

(IIJ 回答)

- 5GSA は、MNO 各社が既にサービスを開始しておりますが、MVNO が 4G において実現している L2 接続相当については、現在も実現できていない状況であり、競争上の影響は大きいと考えます。MNO が 5GSA サービスを開始する際に、MVNO に対して 5GSA (L3 接続相当) の情報提供はあったものの、MNO のサービス開始時期までの期間が短く、MNO との接続調整、自社設備の構築の期間を考えれば、5GSA (L3 接続相当) においても同時期で開始することは困難であったと考えます。  
同時期・同等性の確保には、MNO との接続調整、自社設備の構築の期間が必要なことを踏まえ、MVNO が役務提供の実施可否を判断可能な情報について、早期に提供することをガイドライン等に盛り込むことなどが考えられます。
- 「電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務」として規律の対象役務から除外されている、固定回線代替モバイルサービス (ソフトバンク Air やドコモ home 5G など) は、データ通信専用モバイルサービスとして市場販売において「データ容量無制限で使い放題」で提供されており、「モバイル市場競争における規律・ガイドラインの適応を受けない」といった点で競争上の影響は大きいと考えます。過去の経緯から一旦は規律対象役務から除外されておりますが、現状の競争環境における影響等を把握のうえ、改めて規律対象役務としての妥当性について議論すべきではないかと考えます。
- IoT 分野にて規制やルールが設けられていない現状に対して新たなルール作りが必要になるフェーズに到達したと考えます。IoT が積極的に導入されるケースが増加してきており、競争上の影響は大きいと考えることから、ルール整備の議論がされることをお願いしたいと考えます。(ex.CatM1 のような通信規格にどのエリアの基地局が対応しているのかの情報公開や、IoT 料金に関して MVNO が MNO とイコールフットイングにおける競争を阻害するような大幅な値引きの規制など)

以上